

岩手県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐藤歯科医院	一関市東山町長坂字町343番地	平成23年3月4日
医療法人ささき歯科クリニック	紫波郡紫波町日詰字下丸森9番地1	平成23年4月1日
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	岩手郡岩手町大字五日市第10地割4番地7	〃
おおがま薬局	岩手郡滝沢村大釜字吉水104番地1	平成23年5月1日
太陽薬局	和賀郡西和賀町湯本29地割70番地22	〃